道路	七　芝地　除草、芝刈り又は芝の深刈り若しくは剥ぎ取り及び張り替え 八　砂利又は砕石　除草、除去及び被覆 九　庭等の舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り
田	一　未舗装面（土壌）　除草、堆積物の除去又は表土の削り取り及び被覆 二　未舗装面（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆 三　舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り 四　ガードレール　拭き取り
畑	除草、反転耕、深耕又は表土の削り取り及び被覆
山林	一　果樹等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 二　果樹等の樹木以外　除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
原野	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
雑種地	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち 一　未舗装面（土壌）　刈払い若しくは除草、堆積物の除去若しくは表土の削り取り及び被覆、再拡散防止措置又は枝打ち 二　未舗装面（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆 三　舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一番二十五号　ＡＸＣビル六階 環境省　福島地方環境事務所　環境再生・廃棄物対策部　環境再生課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇 E-Mail　JOSENDOUI-IKEN@env.go.jp

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　令和八年四月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「放射性物質汚染対処特措法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十九年環境省令第九号）第二条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

〇九州地方整備局告示第五号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
鹿児島市山下町十三番二から同市城山町一番一まで	六・四〇メートル	〇・四九九キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

〇九州地方整備局告示第六号

令和八年一月二十日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
鹿児島市山下町十三番二から同市城山町一番一まで（鹿児島市山下町十三番二から同市城山町一番一まで）	一般国道十号	電柱

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

〇九州地方整備局告示第七号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
鹿児島市伊敷三丁目六〇六番一から同市城山町一番一まで	四・七四メートル	四・七八九キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

〇九州地方整備局告示第八号

令和八年一月二十日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
鹿児島市伊敷三丁目六〇六番一から同市城山町一番一まで（鹿児島市伊敷三丁目六〇六番一から同市城山町一番一まで）	一般国道三号	電柱

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所